



富職第1227号
令和5年12月25日

富士見市特別職報酬等審議会会長 様

富士見市長 星野光弘

特別職の報酬等について（諮問）

富士見市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第3号）第2条の規定により、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額についてご審議いただきたく、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 議会の議員の報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

2 諮問理由

本市の議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会情勢や市の財政状況のほか、県内他市の状況なども踏まえ改定の必要性について検討するため、貴審議会の意見を求めます。

3 その他

昨年度の審議会において、本市の特別職等の期末手当の支給月数について、「人事院勧告及び市の財政状況等を踏まえ引き続き検討することが望ましい」と引き続き検討事項とする意見を頂戴したところです。

今回の諮問事項にも密接に関係するものであることから、以下の事項につきましても、併せて貴審議会の意見を求めます。

- (1) 議会の議員の期末手当の支給月数
- (2) 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数

以上